

都道府県・市区町村が
条例で指定した
寄附金

寄附金税制が 大幅に拡充されました!

個人住民税の

寄附金税制が 変わりました!

寄附金控除の対象はどう広がるの?

改正前	改正後
個人住民税の寄附金控除の対象は、 ①都道府県・市区町村、 ②住所地の都道府県共同募金会、 ③住所地の日本赤十字支部 に限定	左記に加え、所得税で寄附金控除の 対象となっている寄附金の中から、 都道府県・市区町村が条例で指定することにより、 個人住民税の寄附金控除が 受けられることになりました。

○条例で指定することができる所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金

1 指定寄附金 (所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金)	6 学校法人に対する寄附金
2 独立行政法人に対する寄附金	7 社会福祉法人に対する寄附金
3 地方独立行政法人に対する寄附金	8 更生保護法人に対する寄附金
4 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金	9 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
5 公益社団・財団法人に対する寄附金 (所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む。)	10 認定NPO法人に対する寄附金 (当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限り、ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

※所得税で寄附金控除の対象となっている国・政党等に対する政治活動に関する寄附金は、条例で指定することができません。
※どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

どんな控除が受けられるの?

改正前	改正後
対象となる寄附金 × 税率(10%) の軽減効果	対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に、 次の率を乗じた額が寄附をした翌年の個人住民税額から軽減されます。 住所地の都道府県が指定した寄附金…4% 住所地の市区町村が指定した寄附金…6% (住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合、10%)

※なお、所得税については寄附を行った年分から控除されます。

手続き等

前ページの手続き等と基本的に同じです。対象となる寄附金について、個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには申告が必要となります。また、この制度においては、控除対象となる寄附金は、住所地の都道府県・市区町村によって異なりますので、あらかじめよくご確認ください。

※都道府県・市区町村に対する寄附金を含め、寄附金控除が受けられるのは、総所得金額等の30%までとされていますので、ご注意ください。

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお問い合わせ下さい。



総務省